

## 茨木市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱

### (目的)

第1 この要綱は、茨木市が保有する介護保険の要介護認定等に係る自己の情報を被保険者や家族その他関係者に情報提供（以下「情報提供制度」という。）することにより、被保険者が自己の情報を知ることができ、また、良質な介護サービス、介護予防サービス又は茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づくサービス（以下「介護保険サービス等」という。）を提供するために必要なサービス計画の作成に資することを目的とする。

### (情報提供対象者)

第2 情報提供対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 被保険者（以下「本人」という。）
- (2) 本人の親族（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。第6第1号において同じ。）
- (3) 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している居宅介護支援事業者
- (4) 本人と介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に係る契約を締結し、若しくは締結を予定している地域包括支援センター
- (5) 本人と特定施設の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している特定施設
- (6) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設
- (7) 本人と地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を除く。）（以下「地域密着型サービス等」という。）の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している地域密着型サービス等事業者

### (情報提供資料)

第3 市長は、次の各号に掲げる情報提供対象者の区分に応じて、当該各号に定める資料の提供を行うものとする。

- (1) 第2第1号及び第2号に掲げる者 認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）、主治医意見書（主治医の同意がある場合に限る。次号において同じ。）、介護認定審査会資料、審査判定議事録
- (2) 第2第3号から第7号までに掲げる者 認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）、主治医意見書

### (申出の手続)

第4 情報提供の申出を行おうとする者（以下「申出者」という。）は、要介護認定等の資料提供に係る申出書（本人同意書）（別記様式。以下「申出書」という。）に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。この場合において、申出者は、これらの資料を本市が提供することについて、当該本人の同意を得なければならない。ただし、申出者が本人の場合は、この限りでない。

2 申出者は、前項の申出を行う場合においては、自己が第2各号のいずれかに該当するものであること（第2第3号から第7号までに該当する場合は、職員であること。）を証する書類を提示しなければならない。

（資料の提供）

第5 市長は、第4の申出を受け付けたときは、第3項に該当する場合又はその場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申請に係る資料の写し（第3第1項に記載する認定調査票は、調査実施者が特定される部分を覆って複写したもの）を交付する。

2 前項により交付する写しの部数は、同一の申出者につき1部に限るものとする。

3 当該資料に係る本人の要介護認定等について、茨木市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあつては、これを行うことができない。

（提供を受けた者の順守事項）

第6 情報提供制度による資料の提供を受けた第2第3号から第7号までに該当する者は、次の事項を順守しなければならない。

(1) 提供を受けた資料に係る本人の情報（以下「本人情報」という。）又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を、本人の介護保険サービス等を提供するために必要なサービス計画（第4号において「サービス計画」という。）の作成以外の目的に使用しないこと。

(2) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。

(3) 資料の提供を受けた者（第2第3号から第7号までに該当する場合に限る。）の職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者が、前2号の行為を行わないよう必要な措置を講ずること。

(4) 本人の同意を得ることなく提供を受けた資料をサービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製しないこと。

(5) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処すること。

(6) 本人との介護保険サービス等の提供に係る契約関係が終了したときその他提供

を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写したものを含む。）を本人の同意を得て責任を持って廃棄すること。

(7) 本人又は本市から提供資料（複写し、又は複製したものを含む。）の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

（順守事項違反に対する措置）

第7 第3の規定により資料の提供を受けた者が、第6の規定に違反した場合、第5第1項の規定にかかわらず、以降の情報提供制度による資料の提供を行わないことができる。

（費用の負担）

第8 この要綱による資料提供は、円滑な介護保険サービス等の利用を図るためのものであり、資料提供に係る費用は、無料とする。

（適用除外）

第9 この要綱は、茨木市情報ルーム行政資料取扱要綱（平成18年4月1日実施）及び茨木市情報提供制度の実施に関する要綱（平成16年4月1日実施）に規定する情報提供については、適用しない。

附 則

この要綱は、平成12年3月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年9月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の茨木市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をし

て、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年6月27日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の茨木市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。



【順守事項】

- 1 私は、提供を受けた資料に係る被保険者（以下「本人」という。）の情報（以下「本人情報」という。）又は、本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を本人の介護保険サービスの提供以外の目的には使用しません。
- 2 私は、本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供することはありません。
- 3 私は、私の所属する事業者（又は施設）の従業者又は従業者であった者が、上記の1及び2に記した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
- 4 私は、提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処します。
- 5 私は、本人との居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業に基づくサービスの提供に係る契約関係が終了したときその他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を責任を持って廃棄します。
- 6 私は、本人又は茨木市から提供資料（複写し、又は複製したものを含む。）の提供又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

(注) 上記の順守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなることがあります。